裁　　決　　書

審査請求人

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

処　分　庁

新庄市福祉事務所長

審査請求人が提起した生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）における生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が平成２１年７月１４日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下決定処分を取り消す。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

審査請求人＿＿＿＿＿（以下「請求人」という。）は、平成２１年７月１４日付けで新庄市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）について不服を申立てているものである。

２　審査請求の理由

本件審査請求の理由として、請求人は次の点から本件処分は不当であると主張しているものと解される。

（１）請求人が住居を持たず＿＿＿＿＿＿に寝泊りしていることについて、処分庁は清掃員の証言により虚偽であるとして申請却下としたが、清掃員が＿＿＿＿する以前に綺麗にして出て行くため清掃員では請求人が＿＿＿＿＿＿に寝泊りしていることは分からない。その清掃員の証言により虚偽として申請却下とした本件処分は不当である。

（２）処分庁は、請求人が頻繁に「＿＿＿＿＿」、「＿＿＿＿＿＿」に出没し、談笑

している場面が何度も目撃されており、真摯な求職活動をしている態度ではないとしているが、請求人を不憫に思う友達から食べ物をもらい会話をし、働ける場所の情報を聞いていたのであり、ハローワークへも行って仕事を探している。

よって、真摯な求職活動をしている態度ではないとして申請却下とした本件処分は不当である。

（3）処分庁は、請求人に対し生活保護申請の後に就労活動支援を行ったものの、①求人を受付けている東京の飲食店への履歴書の送付を勧めるが、請求人は東北地方にある店で働きたい、就労先は自分で探す旨主張、②履歴書の説明をしたところ、「友人宅に置いたままの履歴書を取りにいく」と言い外に出たまま戻らない、③処分庁にて履歴書を作成するよう指示したが、作成途中で休憩を取るため外に出たまま戻らない、④請求人の希望により仙台市の飲食店の求人を探し、応募可能かどうかの店の判断を連絡するため来所するよう指示したが来所しなかったことから、真摯な求職活動を行っているとは認められないとしているが、①で東北地方といったのは請求人が＿＿＿＿＿＿＿＿の生活をしているので雇ってくれるところが無いという気持ちからのもの、②の履歴書の件は友人が不在で友人宅へ入れず市役所閉庁時間を過ぎてしまったため行けなかったもの、④については体調が悪く行けなかったものであり、それぞれ理由があってのものである。

よって、真摯な求職活動をしている態度ではないとして申請却下とした本件処分は不当である。

第２　認定事実及び判断

１　認定事実

（１）請求人は平成２１年６月１５日処分庁に対し生活保護申請を行い、処分庁はこれを受理したこと。

（２）処分庁は調査を行い、請求人が寝泊りしていると主張する＿＿の清掃業務を行う者から、請求人が日常的に居住してはいないだろうとの証言を得たこと。

（３）処分庁は６月２２日に請求人に対し求人がある東京の飲食店への履歴書の送付を勧めたが、請求人は東北地方にある店で働きたいとして応じなかったこと。

（４）処分庁は、就職活動に履歴書が必要である旨説明したところ、請求人は「友人宅に置いたままの履歴書を取りにいく」と言い外に出、そのまま処分庁へは戻らなかったこと。

（５）処分庁は、請求人の東北地方にある店で働きたいとの希望により仙台市の飲食店の求人を探し、請求人に対し、応募可能かどうかの店の判断を連絡するため来所するよう指示したが来所しなかったこと。

（６）処分庁は、仙台市の飲食店に選考結果を照会したところ、不採用であり、その理由として履歴書の記載に誤りがあること、以前勤めていた店で何らかのトラブルを起こしたことがあることをあげたこと。

（７）平成２１年７月１４日、処分庁はケース診断会議の結果、申請内容に虚偽があり、調査資料に基づいて客観的かつ総合的に判断した結果、稼働能力を十分に活用し真摯に求職活動を行っているとは認められないため、却下することとしたこと。

（８）平成２１年７月１４日、処分庁は請求人に保護申請却下通知書を交付したこと。

（９）請求人は本件審査請求を提起し、審査庁は平成２１年７月２７日に受理したこと。

２　判　断

（１）法第２８条第１項は、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のために必要あるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができると規定している。

（２）本件において、処分庁は申請内容に虚偽があることを却下理由としている。請求人は仕事も住む場所も無く、体調不良を訴えているが、処分庁は清掃員の証言や談笑場面の目撃、洋服の洗濯や入浴が推定されることにより寝泊りしている事実はなく援助者から何らかの援助を受けているものとしている。

それに対して請求人は本審査請求で反論しているのであるが、お互いの主張は対立しており、審査庁としては判断の前提である事実確認ができない。

本来、保護の決定については実施機関が要保護者について必要な調査を行い決定するものである。調査の過程で要保護者の話と食い違う点が生じた場合には、要保護者に確認をとるなどして、その食い違いを解消しないと、保護の決定は困難である。処分庁としては、話し合いによって請求人の生活保護制度に対する理解を深め、その自発的協力を求めていくことが必要なのであって、本審査請求において互いの主張が対立しているということは、食い違いについて処分庁が請求人に確認を取ることなく却下処分をおこなった、すなわち法第２８条第１項に基づく調査が十分に行われないままに却下処分が決定されたということであり、適切ではない。

（３）請求人の主張が明確に嘘であるというものは提示されておらず、また審査請求等の記載内容について疑うべき根拠も無い。

そうであれば、請求人は住居喪失、所持金なし、体調不良という、急迫状

態にあることを訴えているのだから、住居の確保等、急迫状態から脱却する方法を第一に検討すべきであった。しかるに処分庁は就労指導を熱心に進め、それに応じなかったことを却下理由にしている。

自立に向け就労指導は重要ではあるが、それは生活基盤が整備されて初めて効果が出るものであり、順番としては、住居の確保や生活保護の適用により急迫状況を抜けて生活が安定してから行うべきであって、急迫状態にあるものに対し就労指導を行い、それに応じなかったことを却下理由とするのは適切ではない。

3　結　論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成２１年　９月２５日

審査庁　山形県知事　　吉村　美栄子